種別		取得頂くもの	内容	納付期限	課税主体	証明書取得先
法人	法人税	単近期の	P/Lの当期純利益が黒字でも、繰越欠損金により所得がゼロ以下	原則、決算日後2か月以内 ※前年度の納税額が20万円を超える 場合、予定納税(中間納税)あり	税 務署	相模原税務署 中央区富士見6丁目4-14
	法人事業税	计工事基础外积型回事	法人の所得に対して課税されます。 法人税と同様、所得がゼロ以下であれば課税されません。	原則、決算日後2か月以内 ※前年度の納税額が20万円を超える 場合、予定納税(中間納税)あり	都道府県税事務所	相模原県税事務所 南区相模大野6丁目3-1神 奈川県高相合同庁舎
	法人県民税					
	法人市民税				市町村	相模原市役所各窓口
個人	所得税	最近納期が到来した 納税証明書(その1)	課税所得に対して課税されます。	3月15日 自動振替→4月20日 延納の届出あり→5月31日		相模原税務署 中央区富士見6丁目4-14
	個人事業税			第1期 8月末 第2期 11月末	都道府県税事務所	相模原県税事務所 南区相模大野6丁目3-1神 奈川県高相合同庁舎
	住民税	最近納期が到来した 市民税・県民税の 納税証明書 (第1期課税前は前年の証明書を取得)		第1期 6月末 第2期 8月末 第3期 10月末 第4期 1月末	市町村	相模原市役所各窓口